

第12回 地方分権改革有識者会議 議事録

開催日時：平成26年4月2日（水） 17：30～19：30

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館6階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、小早川座長代理、柏木齊、後藤春彦、勢一智子、古川康、森雅志の各議員

〔政府〕新藤義孝内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、関口昌一内閣府副大臣、伊藤忠彦内閣府大臣政務官、松山健士内閣府事務次官、梅溪健児内閣府審議官、末宗徹郎内閣府地方分権改革推進室次長、新井豊内閣府地方分権改革推進室次長

主な議題

- 1 事務・権限の移譲等について（第4次一括法案等）
 - 2 地方分権改革の総括と展望等について（地方分権改革シンポジウム、海外調査、提案募集方式等）
-

（神野座長） それでは、ただいまから地方分権改革有識者会議の第12回会合を開催します。

年度初めの大変お忙しい中を議員の皆様方には御参集いただきまして、心より御礼を申し上げます。さらに、新藤大臣を始めとして、副大臣、政務官、大変御多用の中を御参加いただいております、有り難く存じます。

初めに、新藤大臣から御挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（新藤大臣） 改めまして、先生方には御熱心に有識者会議に御参画をいただき、厚く御礼を申し上げます。

前回は12月でしたから、有識者会議としては久しぶりの開催になりますが、いろいろところでそれぞれの皆さんに御一緒させていただいたり、お世話になっておりますので、改めて御礼を申し上げます。

この有識者会議には、本当にすばらしい成果を上げていただいていると思っています。座長を始めとして、皆様の熱心な議論と新しいアイデアのおかげで私も国会で胸を張って答弁をすることができています。

「地方分権改革の総括と展望」でまとめていただきましたように、地方分権20年の節目をもって、地方分権改革は一つの整理ができました。もちろん残っている部分は引き続き取り組んでいきますが、次の分権改革、またそれに伴う地域の活性化をどのようにしたらいいのかという意味で、非常に示唆に富んだ提案をしていただきましたし、実践的なアイデアが出ています。ぜひこれを国民の皆様、そして地方自治体の皆様にご存知願いと

ともに、これを、大きな動きにしていきたいと思っています。

これから経済を活性化させ、成長を持続させて日本経済を本格回復軌道に乗せるためには、何よりも地域がそれぞれの個性と自立をもって元気になることが重要です。あわせて、この先、私たちは地域の人口減少に直面し、人口が余りにも少なくなったところは自治体を形成することもできなくなります。今から手を打っていかなくてはいけないわけで、将来の日本の国の運営を考えても、目の前の経済の情勢を考えても、やはり分権とそれに伴って地域をどう自立させるかは密接不可分な関係で、新しく提案募集方式や手挙げ方式などを実施していくことが必ず実を結ぶことになると期待しています。

「地方分権改革の総括と展望」については、全閣僚からなる地方分権改革推進本部で報告させていただいています。今後は、今日以降御議論いただく最終取りまとめについても、地方分権改革推進本部で報告した上で、実際に仕事として進めていきたいと思えます。

当初から「実践的な」という言葉を繰り返していましたが、ハローワークにしても、自家用有償旅客運送にしても、個別具体の成果を出しながら、トータルの制度をうまくまとめさせていただいているのは、まれに見るすばらしい有識者会議だと思っています。また、それぞれ地方懇談会におでかけいただいたり、さらには海外調査に行っていたりということで、重ね重ね皆様の御協力に御礼を申し上げます。よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思えますが、本日は、白石議員、谷口議員が所用のため御欠席との御連絡をいただいています。

本日の会議の流れですが、2つの議題を準備させていただいております。この議事に入ります前に、先ほど大臣からお話がありましたが、3月に海外調査を実施していただきましたので、その概要について、冒頭、後藤議員から御説明を頂戴します。引き続いて、議題1「事務・権限の移譲等について」に関して、第4次一括法案の国会提出について事務局から説明を頂戴します。議題2「地方分権改革の総括と展望等について」に関して、事務局から各種報告をいただいた後、とりわけ提案募集方式に焦点を当てて意見交換を行えればと思っています。また、大臣は大変お忙しい中を御出席いただいています、公務のため、18時過ぎから19時頃まで退出される御予定です。

それでは、後藤議員、お願いします。

(後藤議員) それでは、私から海外調査の概要を御報告いたします。

資料1の2ページから御説明します。

調査の趣旨としては、「地方分権改革の総括と展望」において重要な政策分野と位置付けられている土地利用制度について、英仏両国における制度概要と運用実態、地方分権の進捗状況、都市・農村、規制の一元的な状況などを調査してきました。

訪問先と日程は資料に記したとおりです。

柏木議員と私と内閣府の事務局から2名の4名で行ってきました。

3 ページに調査のポイントを記しております。これもお目通しいただければと思います。

4 ページが土地利用制度の概要ということで、英仏の比較表を載せております。自治体ということでは、英国はカウンティが27、ディストリクトが201、そして両方を統合したユニタリーというものも56あるそうです。また、ディストリクトの下にはパリッシュというものもあり、イングランドだけで約1万あるそうです。いわゆる教会の教区であったり、地縁組織で、日本の町内会のようなイメージなのですが、実は、200人以上構成員がある場合は議会を持たなければいけないということで、意思決定もしっかりしています。

フランスは、国内だけで、州が22、県が96、コミューンが3万6,700という数なので、大変小さな基礎自治体だと御理解いただければと思います。

土地利用に関する根拠法は、英国は、都市農村計画法（Town and Country Planning Act）が1947年にでき、それ以降、都市と農村部の一元的な空間計画が敷かれております。

一方、フランスでは、ゾーニング自体は1943年から都市計画法が体系化されて進んでいますが、現在は、都市計画法典のもとに、やはり農村・農地を含む土地利用計画、開発規制などが一元的に行われています。

ちなみに我が国はどうかというと、土地基本法、国土利用計画法、都市計画法、農業振興法、森林法、自然公園法、自然環境保全法と多岐にわたっています。

土地利用に関する指針・計画について、英国の場合は、先ほどのディストリクトのレベルで地域開発計画（Local Plan）を立て、そこで都市、農村部を含む空間計画を策定し、開発許可の判断基準を果たすということですが、現在の連立政権になってから、地域主義法により、任意で近隣地区開発計画という、基礎自治体よりも細かな単位で計画をつくることができるようになっております。

一方、フランスは、先ほどのコミューンのレベルが地域都市計画プラン（PLU）と呼ばれるもので、これが基本です。ただ、コミューンの数が多いので、複数のコミューン等によって策定する地域総合計画（SCOT）を現在、施行しているところです。いずれにしろ、PLUにより開発可能な地域を指定することが可能になっております。

5 ページの開発規制の考え方ですが、英国では、先ほど御紹介した地域開発計画、それとさらに細かな近隣地区開発計画が開発規制の基準となっています。

農地に関しては6段階の格付けシステムがあり、優良な農地の保護が行われています。また、グリーンベルトは原則として開発不可であり、また、ほとんどの開発で許可申請が求められています。

一方、フランスでは、先ほどのPLUで範囲を指定して開発をすることが可能ということですが、PLUの単位は、3万6,700あるコミューンですので、小さなものになると数世帯だけの基礎自治体もあるということで、そういうところでは、日本で言う線引きのようなコミューン図をつくり、開発可能な範囲を指定することも行われているということです。フランスにおいても、ほとんどの開発において許可申請が求められていますし、両国とも「計画なくして開発なし」ということが原則だと思われれます。

その次の開発許可の権限については、各国の国の機関でのヒアリングで御紹介したいと思います。

6 ページを御覧ください。

英国の地域社会自治省でのヒアリングについて御報告します。

ここでは、労働党政権から連立政権へ移行したことにより、計画システムがどのように変わったかということをお尋ねしました。

労働党時代は、州に当たるリージョン単位の計画というものを志向していました。イングランドだけで9つのリージョンからなっていましたが、2011年の地域主義法によって、そうしたリージョン単位の計画を廃止して、先ほどの基礎自治体よりもきめ細やかな計画である近隣地区計画により、コミュニティレベルの権限を強化したことが変わった点の1つです。

また、開発のガイドラインである国家計画政策方針を大幅に簡素化して、それまで1,300ページあったガイドラインを50ページにしました。

さらに、許可を不要とするような「簡易な開発」の範囲を拡大し、開発の申請書類等を大幅に簡素化することで、開発に関してスピードアップを図るような改革を進めているということです。

7 ページをご覧ください。

地方自治体の裁量性ですが、開発許可申請において不服申立て制度はあるものの、約98%強の申請は地方自治体が許可・不許可の判断をしております。

地方自治体の開発許可の件数は年間45万5,000件と、大変多いですが、英国は非常に開発許可が厳しく、壁の色を塗りかえるとか、窓枠を変えるだけで開発許可の申請を出さなくてはいけないため、多数の案件を処理しなくてはならないということです。

それに対して、コールインと呼ばれる国が介入するケースは、昨年は10件程度で、現政権では、基本的に国は介入しないというスタンスをとっているということです。

今回、英国にお邪魔して、どこへ行っても聞かされたのが住宅不足の話題や、洪水で水につかってしまっている地区がかなりあるという話題でしたが、この計画システムの改革によって、住宅供給の拡大がどこまで実現できるかが課題の一つです。

また、先ほど申し上げた手続のスピードアップ化、迅速な判断が経済成長を後押しするということをぜひ実証していきたいというお話を伺いました。

8 ページですが、学術団体では、ニューカッスル大学を訪問しました。

ニューカッスル大学は、都市計画理論で非常に重要な研究拠点を形成している大学ですが、名誉教授のPatsy Healyという女性が対応してくださいました。彼女はヨーロッパに名をとどろかせている非常に著名な都市計画理論の教授です。

新藤大臣からの宿題だと思っているのですが、彼女から「都市農村計画法がどういう背景でできたのか」を徹底的に伺いました。この質問はそのほかの方々にも行く先々で差し上げましたので、後ほどまとめて御報告します。

9 ページですが、今度はニューカッスル大学の農村計画部門の研究者たちにヒアリングする機会を持ちました。Philip Lowe教授は農村経済では大変著名な方です。

ここでは、英国の農地、農村の特徴についてお尋ねしました。私は大変面白いと思ったのですが、英国の農地は日本に比べて大規模で、いわゆる日本人が考えるような農村はないのではないか、農業従事者が集まって集落を形成しているというような意味での農村は余りないのではないかと言われました。

また、都市とカントリーサイドはリンクしていて、一体的な生活圏域で、カントリーサイドから都市へ通勤している人もいますし、現在、都市にお住まいでも、リタイア後はカントリーサイドで豊かに暮らすことが英国人の非常に強い憧れなのです。そのようなことから、生活圏域としては一体的なものではないかと考えます。

また、開発許可、農地の格付けシステムによってきちんと農地は守られているということでした。

一方、先ほどの住宅不足ということがこうした田園地帯でも深刻な問題となってきています。住宅を提供していかなければいけないという社会的な要求とは別に、カントリーサイドで暮らしている住民が新たな開発に反対をする傾向が強いです。これは農業を守れという意味での反対ではなく、自分たちが享受している豊かな環境、特に田園景観というものを保持したい、保全したいという強い傾向があるということです。

カントリーサイドの住宅は都市の住宅に比べて25%割高で、築100年を超えている農家住宅が1億円以上で取引されている現実があります。

10ページを御覧ください。

今度は基礎自治体の現場を眺めてみようということで、オックスフォードの南にあるサウスオックスフォードシャー・ディストリクトカウンシルを訪ね、そこでGreat Western Parkプロジェクトと呼ばれる3,300戸の住宅地をカントリーサイドにつくろうという現在進行中の計画を拝見してきました。

この土地はもともと比較的良質な農地で、20人の地主からなるものです。先ほどの基礎自治体のローカルプランで住宅戸数、整備範囲などの計画を規定して、この開発が行われたということです。

次のページに地図が載っています。

ディコットという名前の既成市街地があり、その西側に赤い線で囲われているのが今回のGreat Western Parkのプロジェクトの位置です。

左の写真は開発前の開発サイトを赤い線で囲った図で、このような農地が広がっていたところに計画を立てて3,300戸の住宅地をつくろうとしているものです。

右下は、6段階の農地の格付けが色で示されたもので、青が最も格付の高いGrade1ですが、この開発地は水色と緑と薄い緑色のGrade2、Grade3a、Grade3bです。そうした農地からなるところを開発したと御理解いただければと思います。

続いて、12ページです。

この開発の経緯の中で、当初、ディコット市の地元議員さんは、やはり豊かな田園景観を守りたいということでプロジェクトに反対されたそうですが、開発委員会では、少数意見として扱われ、開発が進むことになりました。

現在、事業が実施中ですが、2011年から一部入居が開始され、下の写真のような住宅地ができております。

右の写真は火力発電所が写っていますが、これは間もなく運転中止で除却されるということでした。

私は、これまで英国のいろいろな郊外住宅地をめぐったことがあり、田園都市も全て回っていますが、100年前の田園都市に比べると少しくオリティーとしては物足りない住宅地でした。その理由を考えたのですが、田園都市はクルドサックという袋小路をコミュニティの単位としてつくっていますが、ここではセキュリティの問題などもあり、あえて袋小路をつくらなかったそうです。そのため、少しコミュニティが景観の姿としてあらわれていないということが若干残念でした。

また、1エーカー5,000ポンドの農地が、建築許可が出ると1万ポンドになるということで、今日のレートで計算したところ、坪705円の農地が、建築許可が出ると14万1,000円、200倍に跳ね上がるというお話も伺いました。

英国のまとめとしまして、先ほどの大臣の宿題に答えたいと思います。都市農村計画法が1947年にでき、都市と農村を一体的に計画することを始めた背景は、一つは、当時、鉄道システムが高度に発達した時代で、主にロンドンで都市のスプロールが郊外に向けて始まっていた。その一方で、Ebenezer Howardの田園都市の思想が既に50年たち英国国民に浸透していて、郊外で暮らすことに皆が憧れを持っていた。また、帰還兵士のための住宅を大量に供給する必要があった。さらに、農業生産を確保し、食糧自給を守る必要があった。加えて、不況により1940年代初めには土地への投資が一時的に低下したこともあり、一瞬開発圧力が弱まったというタイミングでもあったのだらうと思います。また、1945年の総選挙で労働党が大勝したこと。こうしたことが背景としてあったようです。

これによって、都市農村計画法が評価されるべき点としては、開発とは何かが問われ、開発には許可が必要なのだということがはっきりしたことだと思います。当時、開発権は国が管理し、開発許可は国の方針のもとで地方自治体が行っていたという状況です。また、「計画なくして開発なし」ということが徹底された。こうしたことが大変重要で評価されるポイントでした。

最後に、Patsy Healyの言葉ですが、それを今日までずっと維持してきたことは、よい意味でのレガシー、遺産なのだというお話をしていただきました。

続いて、フランスに移ります。

フランスも、国の機関の方から御報告いたします。

エコロジー・持続可能な開発省と地域間平等住宅省、その両省の公務員の方に集まって

いただき、ヒアリングを行いました。

現在のフランスにおける地方分権の課題、取組についてお話をいただきましたが、都市計画の権限をどのレベルの自治体に落とし込んでいくかが最大の問題ということです。

先ほどお話をしましたように、基礎自治体であるコミューンは3万6,700存在します。

最新の都市計画法で、このコミューンによるPLUを広域連合体によって策定するPLUIに移行することを義務付けることが決まりました。ただし、PLUIに参加する自治体の2割の反対でそれを拒否することが可能になっているということで、現在、PLUIが策定されたのは200の広域連合体にとどまるそうです。

また、現在のフランスにおける地方分権の課題、取組について伺いましたが、PLUを策定していないコミューンは5,000程度あるそうです。ただし、PLUをつくらなくとも、きちんと住民協議をし、議会の議決を受けて、線引きのようなコミューン図をつくれば開発は可能だということです。

しかしながら、PLUもコミューン図もないコミューン、地方自治体ではどうしているかというと、開発許可の権限は国の地方長官が保持しています。小規模自治体は、先ほど言ったように、数世帯からなるコミューンがあり、人材が少ないため、計画策定が困難で、そうした点からも広域連合体への移行が求められているということです。

また、広域連合体への移行を強制的に行うことは困難で、交付金などによって優遇措置を実施して、促進をしているということです。

農地の将来像というのは、PLUに記されており、PLUは上位の州の計画ですとか、SCOTに従うものになっています。

また、フランスではPLUの前身のPOS（土地占用計画）の時代から「都市」という言葉は使わずに、「土地」と呼んで、都市と農村を区別せずに空間や行政区域で計画を捉えてきたということでした。

続きまして、16ページですが、基礎自治体へお邪魔しました。ルエイユマルメゾン市というところで、パリの北西、デファンス地区に隣接する人口8万人の都市です。

お隣がパリですので、このPLUの上位計画は広域パリ圏であるイルドフランス州基本計画で、特にSCOTをつくってはいないということです。

2000年の都市連帯再生法を受け、2001年からPLUの策定に着手したのですが、住民等との協議を大変重視し策定には丁寧に5年をかけたと伺いました。最終年では、こういう計画ができたということを住民に説明するために、バスを仕立てて各町内を回るということも行ったということです。

この計画では、持続可能性を最も重視しており、また、経済地域、住居地域と同様に、自然地域を市の3分の1程度確保するというゾーニングを行っております。

ゾーニングのスケールは5,000分の1ということで、ドイツのFプランに比べても非常に詳細なゾーニング計画を立てていることに私は驚きました。

次の17ページがこの都市の土地利用計画図です。

緑が自然地域、薄緑がスポーツ・レジャー地域ですので、先ほど申し上げたように、およそ3分の1のオープンスペースも含む一体的な土地利用計画が策定されていることがうかがえます。

また、18ページを見ていただくと、今度はプロジェクトのエリアに関しては、2,000分の1の計画図を描くのですが、このように建築の形が見えるほど細かい計画図を策定しているということで、非常に詳細な計画を丁寧につくられている様子がうかがえます。

以上が御報告ですが、実は、私は出発前にドイツのスペーシャルプランニングの大変著名な先生とメールでやりとりをしていた際に、今回の出張のお話をしたところ、ヨーロッパでも最も地方分権が遅れているところに何を調べに行くのかと不思議がられましたが、地方分権の進捗度ということは別に、この両国においても、都市部と農村部を含む一元的な土地利用計画がきちんと進められていて、土地利用規制、開発許可は基礎自治体の開発計画、英国ではローカルプラン、フランスではPLUに委ねられているということが確認できました。

また、基礎自治体の枠組みだけではなく、英国では前労働政権ではリージョンへ自治体の枠を拡大してみることを試み、現政権では自治体の枠組みより、より細やかな近隣レベルに絞り込んでみたり、フランスでも複数の自治体からなる広域レベルに拡大したりということで、いろいろな既存の自治体の範囲に依拠していた計画の枠組みを拡大したり、縮小したりトライアルが行われていることも確認できました。

報告は以上です。

柏木議員、何か補足があればお願いいたします。

(柏木議員) 私は余り状況がわかっていなかったのですが、ヨーロッパの中でも中央集権が比較的強いと言われる2国でありますけれども、EUが分権を推進しているということもあって、分権に向けて大きく取組をされているということは強く感じました。

また、先生も今、おっしゃいましたが、住民の方も都市と田園、農地というものを余り切り離して考えることはなくて、都市に住みながら田園的な生活をどうやって自分たちの周辺に確保するかという意識をすごく持っているのです、そのバランスを考えながら行政も進めておられるというのが非常に感じた部分です。

私はどうしても経済人なので、実務的なことでいいますと、いかなる組織・人材で進めているかに関心があります。開発に関して多くの権限が地方自治体においている中で、単に土地の問題だけではなくて、社会的な問題、例えば交通インフラの問題、経済的な問題、産業の持続性の問題、環境の問題など、そういういろいろな要素を組み合わせでプランをつくっているそうです。それも短期的なことではなく、中期的かつ持続的な自治体の繁栄という観点でプランをつくっているという話をお聞きしました。そこで、「こんなことは本当にできるのだろうか」、「そういうプランをつくれる人たちが本当にいるのか」ということもヒアリングの対象の方々に質問させていただきました。彼らからいいますと、プランをつくることももちろん大変だけれども、プランをつくる過程で住民、近隣との協議を

重ねながら、どうやって周辺の理解を得られるプランをつくっていくかというところに、ある意味で大変苦勞もしながら、工夫を重ねてやっておられるということをお聞きして、これは我々も大変参考になる部分だと考えました。あわせて今、お話があったように、やはり小さな自治体だけですと、開発に対していろいろな限定的な問題が出てきますので、広域の取組については、まだ各国とも試行錯誤しながらやっておられるところも感じられて、そういう事例も参考にさせていただきながら、今後の検討の中にその観点を組み入れられたらなということで視察をさせていただきました。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御発表いただきました海外調査の件について、御質問がありましたら頂戴したいと思います。

古川議員、どうぞ。

(古川議員) 大変示唆に富む調査をしていただき、ありがとうございました。

2点だけお願いします。まず、英国における調査結果のうち、4ページにローカルプランの話がありましたが、このローカルプランの策定主体はディストリクトだという理解でよろしいのでしょうか。

(後藤議員) はい、そのとおりです。

(古川議員) ディストリクトは、英国の中に大体200あるということは、大きさはそれぞれ違うのでしょうかけれども、我が国に置きかえたときには、一般的なイメージで言うと、一つの市よりも大きい感じですね。さらには、一般的な県よりは狭い感じで、言い方が適切かどうかわかりませんが、藩ぐらいの大きさの感じなのですか。

(後藤議員) そうですね、藩よりちょっと小さいかもしれません。

(古川議員) そのディストリクトの中には、都市的部分もあれば、農村的部分も含まれているということでイメージすればよろしいですか。

(後藤議員) はい。

(古川議員) わかりました。

それと、7ページです。開発許可とコールインの件数が書いてあります。開発許可の45万5,000件というのは、かなり細かなものも含まれているということでしたが、コールインのケースが昨年で10件程度とありました。

我が国の場合は、例えば自治体で完結している農地法などの手続というのは、面積で決まっているわけですが、国が介入するケースかどうかというのは、開発の面積の広さとか、そういったもので決まっているのでしょうか。

(後藤議員) いいえ、面積ではありません。その案件の内容です。

(古川議員) それを国が決めているということなのですね。

我が国に比べると、45万は多過ぎる感じではあると思うのですが、我が国でも必要そうな内容の開発許可の件数で見ると、何件ぐらいになるのでしょうか。

つまり、圧倒的多くが、我が国ではとても開発許可の対象にならないようなものばかりということでしょうか。

(後藤議員) 数字を示して、今の御質問にお答えすることはできないのですが、先ほどお話ししたように、現政権ではとにかくスピードアップを図って、経済の背中を押していこうということなので、簡素化の方向に行っているということは事実です。

(古川議員) わかりました。ありがとうございました。

(神野座長) どうぞ。

(新藤大臣) すみません、1点だけ教えていただけますか。

このサウスオックスフォードシャーのGreat Western Parkのプロジェクトですが、これは面積が大体何ヘクタールですか。こういうところは、昔の英国の都市計画のように、都市計画権限とか、課税権とか、こういったものも移しての開発にしているのか、それとも単なる線引きをして住宅計画を入れて、その開発行為を行っていくのか、どういう事業手法になっているのでしょうか。

(後藤議員) 今すぐ答えられませんが、宿題とさせていただきますでもいいですか、メールなどで確認してみたいと思います。

(神野座長) よろしいですか、申し訳ありません。

(新藤大臣退室)

(神野座長) それでは、引き続いて、ほかに御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

お二人の議員には、大変お忙しい中、時間を割いてヨーロッパに行ってくださいまして、本当にありがとうございます。精力的に動いていただいたことに感謝申し上げます。

それでは、続いて議題1の「事務・権限の移譲等について」に移りたいと思いますが、事務局から御報告をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

(新井次長) それでは、資料2-1、2-2により、第4次一括法案の概要について御説明します。

この法案は、昨年12月の有識者会議で御説明し、12月20日に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」の内容について、法改正を要する事項を一括法案にしたものです。

資料2-1にあるとおり、これまで主に地方に関する規制緩和、いわゆる義務付け・枠付けの見直しで一括法を担ぎ、第1次から第3次の地方分権一括法が成立してきましたが、今回の法案は、第4次の一括法案ということです。これは、3月14日に閣議決定し、国会に提出したところですが、新旧対照表なども含めると、結構な厚さの法案です。

改正内容については、今までの有識者会議でも御説明しましたので、簡単にとどめておきますが、国から地方への移譲については、全国にある看護師など各種資格者の養成施設の指定・監督等を都道府県へ移譲するもの、あるいは商工会議所の定款変更の認可を経済産業局から都道府県へ移譲するものなど。あるいは、自家用有償旅客運送の登録・監査等

については、運輸局から希望する市町村あるいは都道府県に移譲するという内容です。

また、都道府県から指定都市への移譲については、3ページ目に主なものについて簡単な説明がありますが、代表的には県費負担の教職員、いわゆる市町村立の小中学校の先生の給与等の負担や、学級編制の基準あるいは都市計画区域のマスタープランに関する都市計画の決定について都道府県から指定都市へ移譲するというものです。

一括法案と閣議決定である見直し方針との関係は、別紙2-2に整理しました。

法律事項となるのは、主として、「1. 移譲する事務・権限」のところですが、これについては、原則として一括法案で措置されますが、政令や省令で措置されるものもありますし、あるいは閣議決定自体で、「移譲する方向で検討」とされたようなものでは、経済産業省の「個別法」と書いてある2つとか、右のほうの、「毒物及び劇物取締法」というようなものです。閣議決定では、個別に協議をしていくとしている道路、河川については、個別協議の結果を踏まえてさらに見直しが行われるということもありますので、今回の法律に載らなかったというものです。

一方、移譲以外の見直しを行うとされていたものでも、閣議決定後に移譲の方針が決まり、法律や政令で措置されることとなった健康増進法、医療法といったものもあります。

細かく整理した事項数は、次のページについておりますが、説明は省略します。いずれにせよ、63の法律を取りまとめたものとなっております、これから国会の審議をいただくということです。

施行期日については、平成27年の4月1日が原則ということですが、体制整備に特に時間を要するものについては個別に定めています。

なお、第4次一括法案については、全国知事会、全国市長会、指定都市市長会から早期成立を要請されているという状況にあります。今後の国会審議に向けて対応していきたいと思っております。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。続いて、この有識者会議の下に置かれている専門部会のうち、農地・農村部会の今後の進め方について、柏木部会長から御発言を頂戴したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(柏木議員) 農地・農村部会においては、昨年精力的に議論を行い、その検討結果については、11月28日に、この有識者会議において御報告したところです。

これを受けて、政府においては昨年末に「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」として閣議決定をいただいたものと承知しています。

また、この見直し方針において、農地転用に係る事務・権限については、平成21年の改正農地法附則に基づき、法施行後5年を目途として検討を行うこととされており、本年、農地転用事務の実施主体のあり方等に関する議論が本格化してくることが見込まれています。

つきましては、農地・農村部会におきましても議論を再開することとさせていただきます。

いと考えています。

部会の再開に当たっては、小早川議員を始め、現構成員の方々には引き続き御参加をお願いするとともに、農地制度のあり方について、より多角的に議論を深めていくことが必要だと考えておりました、新たに構成員を2名程度増員していただきたいと考えております。

以上でございます。

(神野座長) ただいま柏木部会長から御説明いただきましたように、今年は農地転用に係る事務・権限の議論が本格化すると十分に予想されますので、農地・農村部会を再開して、また、精力的に御活動をしていただければと考えております。

柏木部会長、さらに小早川議員については、引き続き御苦勞をおかけいたしますが、よろしく申し上げます。

また、構成員の増員についても確かに承りました。部会の構成員については、座長が指名することになっていきますので、柏木部会長とも御相談して、人員等々の選定について進めていきたいと考えております。

以上、御説明いただきました件及び構成員等々の進め方について、御承知おきいただくということでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、引き続きまして議題2「地方分権改革の総括と展望等について」に移ります。

これも最初に事務局から御説明をいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

(末宗次長) それでは、資料3から8までが地方分権改革の総括と展望に関連しておりますので、私から一括して御説明を申し上げます。

まず、資料3の当面のスケジュールをお開きください。

昨年12月に総括と展望の中間取りまとめを行いました、2月から3月にかけて地方懇談会あるいは海外調査等を実施していただいたところです。

地方懇談会の意見等も踏まえつつ、6月の最終取りまとめに向けて、この後議論する提案募集方式ですとか、あるいは改革の目指すべき方向等について厚みを増す必要があると考えております。

今日を含めまして6月までに4回ほど開催していきたいと考えております。

まず、今日の議題の一つである提案募集方式を中心に御議論いただき、それを受けて4月中に閣僚からなる地方分権改革推進本部で、その方針を決定していければと考えております。

その後、有識者会議において、3回ほど最終取りまとめに向けた議論を中心に行っていくと考えています。日程は既に決めさせていただきましたが、5月16日には地方六団体からのヒアリングや最終取りまとめに向けた論点、また、6月6日には最終取りまとめに向けた議論を行い、あわせて地方団体でのいろいろな取り組み事例を取りまとめているところですので、その御報告もここでしたいと考えております。

更に、6月18日に、当有識者会議として取りまとめをしていただき、6月30日には後ほど御説明しますシンポジウムを開催していきたいと考えております。

前後する形で第6回の地方分権改革推進本部を開いて、最終取りまとめの報告なり、あるいは今年度から始まる提案募集により出された意見の検討について、各省庁に協力をお願いしていくというようなスケジュール（案）をつくらせていただいております。

資料4を御覧ください。

「地方分権改革シンポジウム～個性を活かし自立した地方をつくる～」というテーマで、趣旨としては、国民に対して地方分権改革の成果をPRしていくということと、各地方団体間で先進的な取組について情報を共有することです。6月30日、午後2時から5時15分まで銀座ブロッサム（中央区立会館）を予定しております。

参加人数は、おおむね600～700人程度、主な対象者は一般国民・自治体関係者・自治関係学会・マスコミ等々で、全体の構成としては、冒頭に新藤大臣から御挨拶をいただき、基調講演を神野座長をお願いしたいと考えております。

その後、先進自治体から取組事例を御紹介いただき、パネルディスカッションに移る予定です。

2枚目を御覧ください。

後ほど御説明しますが、事例紹介として去年の秋に自治体への実態調査をした際の事例などをもとに、3団体を記載しています。

福田栃木県知事、松井広島市長、川添鹿児島県長島町長ということで、それぞれ栃木県では、市町村への権限移譲をかなり積極的にやっておられますし、条例による独自の基準を定めたり、あるいは分権改革のフォーラムといった情報発信にも積極的です。

広島市では、ハローワークとの一体的実施、県政令市間の二重行政の解消や、独自の条例制定などにも熱心に取り組まれています。

長島町では、県道の維持管理、主に除草や植栽といった維持管理の権限を受けていたり、あるいは農地転用、パスポートといった様々な事務を積極的に受けているということがございます。また、福祉事務所も設置をしておりますし、住民自治もいろいろやっておられるということで、そういった取組を御紹介いただければと考えております。

次に、パネルディスカッションですが、これは、総括と展望ということで、1つ目の観点が、これまでの取組の総括や、引き続き改革を行う必要性。2点目は、今後取り組むべき課題として、権限移譲や、規制緩和に加えて、地方税財政、住民自治等について。3点目は、改革の成果を国民・住民が実感し、改革の意識を高めるための取組として、どういふことをやっていくのかという観点です。

コーディネーターにNHKの城本解説副委員長をお招きし、パネリストとして、首長からお二人、古川康佐賀県知事と、牧野光朗飯田市長、学識者として辻琢也一橋大学大学院法学研究科教授、それから、民間からお二人で、特にまちづくりの分野で御活躍されている関幸子株式会社ローカルファースト研究所代表取締役、また、内閣府「子ども・子育て会議」

の委員でもある、小室淑恵株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役、以上の方々にパネルディスカッションを行っていただこうという案です。

続きまして、資料５－１と５－２を御覧ください。資料５－１が概要版で、資料５－２が詳細版ですが、資料５－１の１ページを御覧ください。実態調査の実施概要を書いておりますが、これは、昨年の有識者会議の場におきまして、一部を報告済みです。昨年の９月から１０月にかけて、調査１～６の書面調査を行いました。そのうち、調査１に相当する成果に関する比較的優良な取組事例を御報告済みです。

そのほかに、調査２から３、４、５とありますが、義務付け・枠付けの見直し等について、どのような法律で、どの程度活用されているのか、また、どんな課題があるのか、そういった定量的な分析は、少し時間を必要としたため、今回、御報告するというものです。

今、申し上げたとおり、下の○のところに書いてありますが、資料５－２のうち、今回概要版にしたのは、義務付け・枠付けの見直しのメリット・課題、県から基礎自治体への権限移譲のメリット・課題、条例により独自に権限移譲できる仕組みである事務処理特例制度の活用状況、それから、分権改革の全般的な課題です。

簡潔に御説明します。２ページをお開きください。

義務付け・枠付けの見直しの関係です。都道府県と市町村という構成にしていまして、まず、施設・公物の設置管理の基準関係です。

メリットとして回答が多かった上位１０事務を抜粋しています。

まず都道府県では、左から道路構造の基準、バリアフリーに係る構造基準、それから社会福祉施設の設備運営基準、児童福祉施設の設備運営基準、公営住宅の入居基準等、こういった分野で、多くの県において活用がなされており、それぞれの利用者、入居者のニーズに応えられたといったような回答が来ています。

一方で、課題ですが、社会福祉施設関係では、まだ従うべき基準が多くて、地域の実情に即した基準を設定しにくいというような意見もありました。

市町村については、公営住宅に係るメリットが一番多くなっていて、その後、道路、介護サービス事業、バリアフリー、都市公園、といった順番になっています。

課題では、介護の地域密着型サービス事業の設備運営基準については、近隣市町村と基準が異なると広域的に事業を行う法人の場合、問題が生じるのではないかというような指摘も出ておりました。

３ページ、義務付け・枠付けの協議、同意、許可・認可・承認関係ですが、都道府県のメリットとしては、都道府県地域防災計画の大臣協議が事後届出化されて、手続の期間が短縮されたことや、都市計画区域の大都市分については、大臣の同意を要する協議は不要となったり期間短縮が図られたことが挙げられています。課題としては、土地利用基本計画について、大臣の同意を要する協議から、同意を要しない協議となったけれども、協議が残っているので、事務手続の軽減につながっていないという意見がありました。

市町村のメリットで一番多いのは、市の都市計画決定に係る知事への同意を要する協議

が、同意を要しない協議になったことで期間が短縮されたこと、あるいは、公共下水道の事業計画についても同じようなメリットが出ている一方で、今の都市計画や公共下水道において、協議が残っているので、それほど事務の軽減につながっていないという意見もありました。

4 ページ、義務付け・枠付けの計画の策定等です。

これについては、都道府県では、中小企業関係のメリットが出ていまして、地域産業資源活用事業の促進に関する基本構想を策定しなくてよくなったとか、あるいは中小企業支援事業の実施に関する計画の策定が努力義務になったので、もともと条例でつくったものと一本化できるようになったというような回答がありました。

一方で、医療計画の場合は、地域医療支援病院といった一部事項の策定義務が努力義務になりましたが、やはり、こういったものは重要なので引き続き医療計画の中で定めているというような意見もありました。

市町村のほうでは、地方自治法の基本構想の策定義務の廃止、あるいは、市町村障害福祉計画の都道府県の意見聴取の廃止によって、事務負担の軽減が図られたといったような意見があります。

また、課題としては、これも先ほどの医療計画と似ていますが、廃棄物処理計画の公表義務が努力義務となったが、やはり公表は必要なので、引き続き実施しており、メリット感がないというような意見がありました。

5 ページは、都道府県から基礎自治体への権限移譲ですが、都道府県では、市町村のメリットでも一番多い未熟児訪問指導や農地等の権利移動の許可が挙げられておりますが、メリットの例で注目したのは、5 番目にある家庭用品販売業者に対する指導監督等で、その指導監督について市に権限移譲することができたので、県として町村部にかなり専念できるようになったというようなことがあります。

一方で、課題として多く出ていたのは、社会福祉法人の指導監督等で、これは市に移譲したのですが、社会福祉施設の指導監査は引き続き都道府県で実施するので、両方の監査の実施時期の調整が必要であるとか、あるいは、そもそも社会福祉施設の指導監督権限も市に移譲すべきといった意見もありました。

市町村のメリットでは、先ほども申し上げたような未熟児の養育医療や訪問指導といったものが既に母子手帳あるいは乳児健診の事務と一体化して、窓口が一元化されて便利になるという意見ですとか、農地の権利移動の許可の期間短縮というようなことが挙げられている一方で、全般にわたって、事務移譲のノウハウの蓄積や執行体制の整備等でまだ課題があるという回答が見られたところです。

6 ページは、条例による事務処理特例制度の活用状況です。これは、5 年前の調査との比較も入れてありますが、47 都道府県のうち移譲実績の多い法律で見ると、鳥獣保護法、都市計画法、租税特別措置法、土地区画整理法、墓地埋葬法、農地法といったようなもので、何らかの権限移譲がなされており、全体では、217 法律ということで、5 年前の201 法

律に比べて、16法律増えています。

また、都道府県別の移譲状況ですが、多い順で見ると、静岡県の93法律から新潟、大阪、広島、北海道というような状況で、1県平均約44法律で移譲されています。

具体的な移譲内容を7ページに記載しています。メリットを感じているものとして、県、市町村ともに旅券法が多いですが、このほか、都道府県では農地転用の許可で2週間程度処理期間の短縮がなされたとか、鳥獣の捕獲許可で実情に詳しい市町村で迅速に処理できるようになったという意見がありました。

その一方で、農地転用許可は市町村に下ろしても、県農業会議への意見聴取が残っているので、市町村で事務が完結しない点が課題ではないかという意見もありました。

市区町村では、屋外広告物が第4番目に挙がっていますが、市が直接許可・指導を行うようになったことによって、違反事例が減少したということがあります。

課題例で、鳥獣保護法について、先ほどのようなメリットもある一方で、鳥獣の種類によって許可権限が県と市に分かれて、住民から見ると、申請先がわかりづらくなったというような、もう少し工夫が必要な課題も出ていました。

最後に8ページを御覧ください。総論的にいろいろな課題を聞いたところ、まず、都道府県では、全般的な課題として、地方税財源、安定的な地方税体系の確立や、課税自主権の拡大といったようなことを指摘する県が多数でして、このほか権限移譲に関する回答が多く寄せられました。

また、分野別で見ると、医療・福祉、産業振興、農地、環境・衛生という順になっています。

市町村では、県とは少し様相が違っていて、課題としては体制整備が一番多くなっております。

それから、権限移譲、地方税というような順番で、分野別で言うと、医療・福祉、環境・衛生、農地、土地利用といったような順になっています。

次に、資料6、7、8を御説明します。

資料6は、地方懇談会における地方公共団体からの主な意見ですが、これは、後ほど提案募集方式のところ、少し触れながら御紹介をしたいと思います。

資料7は、今年の1月に行ったパブリックコメントにおける主な意見を記載しております。

資料8の地方分権改革における「提案募集方式」について御説明します。

参考資料4で昨年の中間取りまとめの中で、提案募集方式について書かれた部分を抜粋しております。これをふくらませる形で、あるいは地方懇談会での御意見なども踏まえました案が資料8です。

まず、趣旨ですが、地方分権改革については、これまで地方分権改革推進委員会の勧告等に基づいて、地方公共団体への事務・権限の移譲、それと規制緩和に関して、4次にわたる一括法案により着実に推進をしてきているところです。

引き続き、個性を活かし自立した地方をつくるため、社会経済情勢の変化に対応して、地方の声を踏まえながら、地方分権改革を推進していく必要があります。

このため、委員会勧告に一通り検討してきた段階ですので、新たな局面を迎える分権改革においては、地方の発意に根ざした取組を推進することとし、委員会勧告にかわる新たな手法として、個々の地方公共団体等から提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う方式を導入するものです。

続いて、提案の内容の「(1) 提案の対象」ですが、従来、委員会勧告に基づき推進してきました地方公共団体への事務・権限の移譲と、地方に対する規制緩和、すなわち、義務付け・枠付けの見直しや必置規制の見直しを対象にしていこうというものです。

なお、例えば、地方税財政や地方自治制度についても、もちろん地方は国に対して提案できるわけですが、この提案募集方式に乗せていくのは、今まで主として勧告で対象とされていた権限移譲と規制緩和にしていってはどうかと考えています。

すなわち、税源配分や税制改正については当然いろいろな地方からの提案もあり、これについては関係省庁を中心に議論していくと思いますが、内閣府が中心に取りまとめをしていくものとしては、権限移譲や規制緩和を中心にルールに乗せて処理をしていってはどうかと考えているところです。

具体的な取扱いとして、まず、①ですが、全国的な制度改正に係るものを対象とします。その際、役割分担の明確化という観点から、全国一律を基本としますが、それが難しいような場合は、個々の地方団体の発意に応じた選択的な移譲方式（手挙げ方式）も提案できることとするということです。

今、申し上げたように、全国的な制度改正を前提とするものですが、個別の提案団体のみを対象とするような場合には、現在、構造改革特区などの仕組みがありますので、それらを活用していただくということを考えています。

2 ページ、②番ですが、委員会勧告のときには対象としていなかった事項の提案も対象とすると記載しまして、例えば、権限移譲の場合ですと、委員会勧告では出先の事務・権限を対象として整理をしてきたわけですが、本府省の事務・権限も対象にしたいと考えていますし、義務付け・枠付けですと、委員会勧告では自治事務を一通り検討したわけですが、法定受託事務あるいは政省令等に基づくものも提案をしていただければと考えています。

③番は、現行制度の見直しにとどまらず、制度の改廃を含めた抜本的な見直しに係る提案も対象とするということです。

これは、地方懇談会でも結構意見が出ておりまして、例えば、公民館などは社会教育法から削除して、公民館の運営はもっと地方に任せてはどうかというような御意見もあったところです。

④番は、今回の第4次一括法の時もそうでしたが、事務・権限の移譲に関連する提案も対象とするということで、例えば、自家用有償旅客運送については、権限移譲だけでは

なくて、実施主体の拡大もあわせて議論しました。

⑤番ですが、制度改革の必要性、制度改革による効果あるいは具体的な支障事例を示して提案をしていただければと考えています。やはり今回の第4次一括法でも、具体的な支障事例があれば、各省庁もそれに応じた対応をしていただけるわけです。

「(2) 提案の主体」としましては、都道府県、市区町村、広域連合、一部事務組合、それから地方六団体、地方公共団体を構成員とする任意組織を考えています。

ただ、地方懇談会からいろいろ御意見が出ましたが、やはり一団体だけではなくて、共通する課題を抱えている複数の団体で提案するというのも重要だという御指摘もありましたので、③番に「任意組織」を入れました。

提案主体は、自治体ないしはそれを構成する主体としていますが、中間取りまとめのときにも幅広く提案を募集するよという意見がございましたので、経済団体、各種関係団体、NPO、職員グループなどからの意見を提案に反映するように、自治体でそういった声を拾って提案するというような形にしてはどうかというものです。

また、提案主体においては、やはり、先ほど言ったような支障事例は現場で生じていますので、関係部局からの現場の声を幅広く集約していくことが大事だと考えています。

3ページ、「(3) 提案の取扱い」です。募集の時期は、毎年1回で、一定の検討時間が必要かと思しますので、2か月間程度を考えています。提案の検討・調整としては、内閣府が中心となって、所管府省の回答、それに対する提案団体からの見解の提出といったやりとりを重ねていきたいと考えています。

スケジュールイメージは、後ほど御説明します。

その際、地方六団体からも意見を聞くことを考えております。

特に重要な事項については、専門部会、さらには親会議である有識者会議で集中的な調査、審議を行います。実効性を持たせるために、部会なり会議を活用すべきだという御意見が地方懇談会で寄せられておりました。

提案に関する対応方針については、年末までに有識者会議の調査審議を経て、推進本部の決定、閣議決定を行います。今回の4次一括法案のときのようなイメージです。

その中で、法律改正事項があれば、その法律案を一括して国会に出していくということになると思います。

提案に関する調整過程の公表についても地方懇談会で透明性を高めるべきだという御意見が多数ありました。

応募があった提案、提案団体と所管府省とのやりとり、提案に対する採否の決定を有識者会議の場やホームページで公表する、あるいは、その提案が採用されなかった場合は、その提案に関する論点を公表して、次年以降の提案及び検討の参考にしてはどうかと考えています。

さらに、制度改革に係る情報発信ですが、内閣府あるいは所管府省で措置をした制度改革については、地方団体等に対して周知を行って、その活用が図られるように努力する必

要があろうかと思えますし、また、国民が制度改正に係る成果を実感できるように情報発信を行っていくということを記載しています。

最後に、「提案募集方式」に係る実施方針の決定方法ですが、これも地方懇談会で、この方式の拘束力を高める必要があるという意見がありましたので、閣僚からなる地方分権改革推進本部で決定してはどうかというものです。

4 ページ目、スケジュールイメージとしまして、今日御審議いただき、その後、推進本部において決定した上で、26年度で言いますと、5月、6月に募集を受け付けて、その後、所管府省に意見照会をします。

調整①と書いておりますが、さらに②、この段階で案件によっては専門部会、有識者会議で集中的な調査・審議を行い、最終調整を経た上で、また有識者会議での了解を得て、本部において決定し、閣議決定、さらに法律事項については法案を提出するというようなイメージで提案募集方式を運営してはどうかと考えています。

以上で、説明を終わります。

(神野座長) どうもありがとうございました。御説明いただきました議題2については、冒頭に申し上げましたように、本日は最後に資料8で御説明いただいた提案募集方式について、集中的に御議論をいただければと思っています。

それでは、提案募集方式について、何か御意見を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

小早川議員、よろしく申し上げます。

(小早川座長代理) 大分イメージが具体的になってきて、ここまで整理していただいて大変有り難いと思います。

差し当たり2つの面です。1つは、1ページの「(1) 提案の対象」の部分です。従来の事務・権限移譲と、義務付け・枠付け見直し、必置規制の見直しを含む規制緩和というあたりは、このところの地方分権改革で、比較的、具体的成果を上げてきたもので、そういう手慣れたタイプのをやるというのは、常識的なことでもあると思います。

また、先ほども言及されましたが、せっかくやるのだからもっと、税財政システムに関するものとか、あるいは地方自治体の組織のあり方の基本的なところでの地方自治法の仕組みとか、そういったものも含めたほうが、面白いとは思いますが、現実的に考えれば、あまり発散させないで、かなりの成果が見込めるようなところからまずやってみるというのは、いいことかと思えます。提案募集方式というのは、そもそも、中央からの委員会勧告の方式と違って、現場の経験、成功体験なり挫折体験なり、そういうものを踏まえて、具体的なところから出発してはどうかということでもあったので、行政の現場での一つの領域の問題にまずは絞るというのは、その意味でも賢明な方法かと思っています。

もう一つは、作業の進め方の手順について具体的な制度設計を御提案いただいているのですが、これも全体としては納得のいくものです。特に留意したいという点として、1つは、2ページの「(2) 提案の主体」中で、個別の地方公共団体、それからその連合体とい

うほかに、③にありますように、地方六団体、それから任意組織というのが挙がっており、これも当然入ると思いますが、とりわけ注目したのが、括弧の中にある「共通課題を有する複数の地方公共団体」です。全国的な制度についての提案ということが中心ですので、単独で感じているというよりは、同じような問題意識を持った自治体というのが複数あるのが普通ではないか。そういう課題であれば、それだけ必要性も高いし、実現性もあると考えられますので、複数で提案するというところを積極的に後押ししていくような仕組みがいいのかなと考えます。複数でなければならぬということにする必要はないと思いませんけれども、その辺りをエンカレッジしていくような方向がいいかなと思いました。

もう一つ、これは手順の話でして、3ページと4ページのフローチャートですが、たくさん提案が出てきた場合、それを、内閣府なり、あるいは有識者会議なり専門部会なりで、全部取り上げるのか。仕組みを考える上では、多くの提案が出てきたときにどうするかということも考えておく必要があると思います。

多くの提案を一括して受けて、それに対する対処を考えていくという内閣府の分権担当セクション及びこの有識者会議の役割と、それから、各所管行政機関に投げかけて折衝をしていくというプロセスがありますが、先ほどの話は、全部を引き受けて、とにかく所管府省に依頼するのか、それとも、まずスクリーニングをして、今年度は何を取り上げようということを決めてしまうのか、そこのところです。

制度設計についての質問がもう一つあります。3ページの下から7行目、○の「調整過程の公表」のところで、採用されなかった場合になぜ採用されなかったのかの説明をするという手続がありまして、これは大変結構なことだと思うのですが、採用されなかったというのが、各省がどうしてもだめだといって実現しないという場合と、今の想定ですと、たくさん来た提案の中でこれは今年度は取り上げませんといって、内閣府レベルでも取り上げないというのと、両方あり得ますが、これは、その両方を含むのでしょうか。

(神野座長) ありがとうございます。ちょっと大きい問題なので、一括ではなくて一件一件いきましょう。最初の権限移譲や規制緩和という、これまでの延長線上のものだけではなく、財源の問題とか、自治体の組織にかかわるような問題の提案は受け入れないのかということ。

それから、ここで実践と結びつけながら提案をしてもらうということともかかわってくるかと思えます。

ただ、一方で抜本的な見直しとも言っているのですが、実際には、出てきた提案が複雑に入り混じっている場合もあるかと思えます。結局やってみたのだけれども、こういう問題に行き着いた。場合によっては補助金等々での縛りなども出てきますので、その辺りは、最初はこの程度までとあらかじめ決めるのか、あるいは、提案が出てきた段階で検討するのかなど、何かお考えがあれば、お聞かせください。

(末宗次長) 事務局でもいろいろ議論をしたところなのですが、例えば、財源配分などは大事な問題ですが、この仕組みに乗せて議論していくには少しなじみにくくて、それぞ

れの専門の部門もあるので、例えば税制調査会などを中心に議論していくのがいいのではないか思ったのが理由の1つです。

ただ、自治体の組織とかでも、やはりこういう規制があって、弾力性に乏しいという話であれば、それは規制緩和、義務付け・枠付けの見直しという部類に入るので、自治制度が全部外れるというわけではありませんし、税財政などのお金の関係でも補助要綱のようなもので補助金による縛りがあるようなケースというのは、やはり義務付け・枠付けなどに入ってくるのだらうと思うので、分野として外しているわけではありません。権限移譲なり規制緩和に当たるのであれば、税財政関係なり、自治制度のものでもあり得るとは考えていますが、財源配分のような大きな話は専門の部門で取り組んでいただいたほうがいいのではないかと趣旨です。

(神野座長) どうぞ。

(小早川座長代理) わかりました。もう一つ質問なのですが、従来は、義務付け・枠付けというのは、国の法令による義務付け・枠付けを問題にしました。しかし、今のお話の中で、「補助要綱」という言葉が出てきましたけれども、そういったものも含まれるということでしょうか。

(末宗次長) 補助金上の義務付けのようなものは、第2次地方分権改革のときには対象としていなかったのですが、第1次地方分権改革のときには、補助金の見直しなどもしておりますので、今回は対象としていいのではないかと考えています。

(神野座長) それと、税源配分のような問題と課税自主権にかかわる問題がありますね。税率ないしは、新しい課税標準を設定するときの制限とか、その辺りは、ある程度認めると最初から言うのか、出てきたところで考えるのか。

(末宗次長) 課税自主権のような話というのは、この対象に入ってくるのではないかと考えています。

(神野座長) よろしいでしょうか、少し広めに考えるということですね。

(末宗次長) この項目に当てはまる形で、できるだけ広めに考えたいとは思っています。

(神野座長) よろしいでしょうか。御意見があれば、この場ですから、それは制限したほうがいいとか、広げたほうがいいとか。

(小早川座長代理) ここで制限して削るのではなくて、基本的には、柔軟に、緩めに考えていくということで、大変結構かと思えます。

(神野座長) それから、2番目にあっただけ複数主体での提案というのをエンカレッジしたほうがいいのではないかと意見についてはいかがでしょうか。

(末宗次長) そのとおりだと思います。これは、先生方も出られた地方懇談会で、そういう声はかなり出ていましたので、今後、制度をつくったときにも、そういうことはよく周知したいと思えます。

(神野座長) ありがとうございます。

それから、3番目の手順の問題で、かなり多くの提案があった場合等々を想定すると、

まず、受けつけた段階と、各省庁と折衝する段階で、不採用ないしは継続検討というのが出てくるわけだという想定については、そういう形でいいですか。

(末宗次長) 今回、提案募集方式を検討するに当たりまして、規制改革や構造改革特区など、あるいは新しい国家戦略特区も含めて提案募集方式というのは、かなり定着していると思います。

その際には、やはり基本的に提案をしていただいたものについては、きちんと取り上げて対応するということだと思っています。数がどれだけ出てくるかというのは、ちょっとわからないのですけれども、このイメージ図では、まだ細かなことまでは書いていませんが、一旦内閣府で受けて、ある程度の整理をした上で、同じような提案が出ていないかなどを整理した上で、各省庁に照会をしたいと考えております。したがって、先ほど小早川先生がおっしゃったように、今年度は、この問題だけに絞るということはせずに対応していきたいと考えております。

(神野座長) 森議員、どうぞ。

(森議員) 私も小早川先生が最後におっしゃった、このことが非常に大事だと思っています。中には極めて荒唐無稽な提案をしていくということが理論的には考えられて、それを何の整理もしなくていいのかということが少し大丈夫なのかという気がします。

というのは、例えば、特区などの場合でも、省庁に意見照会をすると、これは現行制度でできるとか、これは前向きに考える、これは否定的だとなったときに、もう一度第三者機関的な形で省庁に意見照会したりするということが行われているわけです。

そうすると、最後のスケジュールのイメージ図で言いますと、専門部会とか、有識者会議で集中的に調査・審議するということが、非常に重みが大きく、重要になってくるわけです。

先ほどの柏木部会長のお話でもあったように、これからも進めていく農地・農村部会だけでも大変な重みのある議論をやっていかなければいけないということが予想されますので、一旦省庁に投げる、否定的に返ってくる、それについて、それは妥当なのかということを検討していこうとすると、ここの作業量、事務量というのはものすごいことになるのではないのでしょうか。

したがって、出てきたものすべてを対象とするということが、現実的な作業として妥当なのかということのを少し考えなければいけないのかなという気がします。

(神野座長) 出てきたものについては、ヒアリングや地方懇談会などでも、誠実に対応してくれないのではないのかという心配が非常に強いので、一応対応するにしても、何らかの形で整理をしてやらざるを得ないわけですね。それは、ある程度全部受けとめて答えるということにはなるかと思いますが、事務量はかなり増えますね。その辺りは、どのような感覚でしょうか。

(末宗次長) 確かに、どれほど出てくるかというのが、まだわからない段階ですが、そういう意味でも、先ほど書きましたように、具体的な支障事例ですとか、必要性というよ

うなことをきちんと書いてくださいと、まず、提案自体をしっかりしたものにして下さいということをお願いするのが第一だと思っています。

その上で、先ほど森議員がおっしゃった、荒唐無稽のようなものについては、一旦、内閣府で受けて、そのまま流すのではなくて、精査をして、もし十分でなければ、中身をきちんとしてくださいというようなことをした上で、省庁に協力依頼していく必要があるかと思えます。

また、そういう中で、まだ生煮えなので、それは取下げますということもあろうかと思えます。

それから、非常に大きな問題から細かい問題までいろいろなレベルがあると思えます。先ほどおっしゃった農地などというのは大きな話ですので、これは専門部会で、構成員も増やして議論しようということです。かなり細かいものであれば、省庁と内閣府と地方との間で整理がつくものもあるでしょうから、そこはボリュームを見ながらどれをどこまでかけるのかを含めて御相談をする必要があるかと思っています。

(神野座長) ありがとうございます。どうぞ。

(新藤大臣) 国家戦略特区の提案募集についてもこの形式で実施しました。

大事なことは今回の提案募集方式を行う場合に、あらかじめルールをきちんと示しておくことだと思います。従来であれば、御提案いただいたものは、そもそもかなり精査をされていたり、または地方六団体などのフィルターを通して上がってくるものですから、ある程度枠の中に収まっているわけなのですが、今回はどのようになるかわかりません。

我々の対応能力にも限度があるわけですから、俎上に上げるものかどうかについても、我々で調整させていただく可能性のあることなどを、あらかじめルール等で決めておくことが大切だと思います。

ただ、いずれにしても今までも続けてきた提案の方式は残るわけです。それに加えて、団体要望には上がらないが、我々はこういう思いがあるのだという提案を上げていただいて、その中で、今すぐ検討できそうなものについては部会を設けるなどして詰めていくということです。この場合、今までの取組は、やらなくなってしまうのかと誤解されると困るので、引き続き、これまで進めてきたものは、取り扱うということです。

提案募集はそれに加えてのものをやろうということで、全国一律のものではなくても、もう少し地域を限定して規制改革や分権として取り扱えるものと、ものによっては構造改革特区でやりましょうかとか、いろいろな振り分けができるという整理でよろしいのではないかと、思えます。

(神野座長) ありがとうございます。

今、3つ御指摘いただいた点は、いずれも重要ですし、大臣に今、お答えいただいた最後の問題なども重要ですので、関連していても構いませんし、ほかの論点でも、どうぞ。

(後藤議員) 今回、非常に広く扱うということで大変よいと思うのですが、逆に皆さんが御心配しているのは、そのあたりのフィージビリティをどう高めるかということだと

思います。

しっかり提案してほしいという場合、提案募集方式の周知をきちんとしなければいけないということなのですが、最後にお示しいただいたスケジュールを見ると、少しタイトではないでしょうか。シンポジウムが6月30日ですので、シンポジウムのために締め切りましたというようなスケジュールになっています。やはりスタートをもう少しずらしてでも、周知徹底をしていただかないと、間口を広くしたけれども、何も出てこないようなことにもなりかねないという気がします。

先ほどのシンポジウムとの兼ね合いなども含めて、スケジュールを再考いただければと思います。

(神野座長) ここは、どうでしょう。古川議員、どうぞ。

(古川議員) 今、後藤議員の御発言は、まことにそのとおりで、確かにシンポジウムで言いにくいですね。

それでは、この募集はウェブでしたか、応募してもらうのは、ウェブとは限らないですか。

(末宗次長) そうです。

(古川議員) そうであれば、やはりシンポジウムのために、こうやって募集していますからと言って、何か紹介できるほうが良いと思いました。

(新藤大臣) 提案募集の締め切りを少し、例えば、あと10日ぐらい延ばすのはいかがでしょう。

(古川議員) そうしていただくだけで有り難いです。

(新藤大臣) シンポジウムをずらすのは大変だけれどもね。

(古川議員) もう一つ御質問ですが、これにおける内閣府の立ち位置は、行司のように、どちらにも偏ってはいけないような立ち位置なのか、それともできるだけ地方側から提案を受けて、それをきちんとした形にして所管する府省に渡していきましようという立ち位置なのかということです。

要は、これは、間違っていますよとか、もうちょっと書いてというのではなくて、その辺りを大学の先生が学生に接するように、優しく指導して、一緒になっていい提案にいただいた上で府省に委ねるといような対応をしていただくと良いと思います。特に都道府県はまだいかもしれませんが、市町村が提案を出していくときに、よく対応していただけるよというのが噂になると、提案を出しやすいかなと思っています。それで、丁寧にさせていただく中で、ちょっとこれはやはり変だねとか、なかなか事実がないとか、そういったものであれば、地方側も諦めもつくのかなと思っていますので、ぜひそのようにしていただければ有り難いと思いました。

(神野座長) 大臣、どうぞ。

(新藤大臣) 私のほうから証言しますが、今回の第4次一括法案を出すに当たっても、かなりぎりぎりやっているわけです。私のほうももっと数字を出せと、ぎりぎりやるわけ

です。

ですから、事務局というのは、完全に推進側に立っています。我々はその任にあるわけですから、行事役ではなくて推進役なのです。だから、事務局の皆さんは各府省から嫌われる役になって気の毒なのだけれども、その詰めた結果が、このようになるので、我々は、一時的なアドバイスもしていいと思うし、様式についても、いろいろな調整が必要だと思います。

(古川議員) お願いします。

(神野座長) ほかに、どうぞ。

(森議員) 古川知事もよく御案内の上で御発言されていると思って聞いていましたが、今、大臣がおっしゃったとおりだと思っていまして、実際の運用は、特区などの場合でも、かなりこちら側に寄った対応をさせていただいていると印象を持っています。

特に小さい自治体だと、どうしても生煮え状態のもので相談に行ってしまうようなことがありますので、そういうことについても、かなり有り難い対応をさせていただいていると思っています。したがって、そういうことを考えますと、これからのことについても、今、大臣にお答えいただきましたようなことになるのではないかと考えていました。有り難いと思います。

(神野座長) ありがとうございます。小早川議員、どうぞ。

(小早川座長代理) 今のお話の続きということになると思いますが、だんだん細かい話になるかもしれませんが、内閣府としては、できるだけ地方の声を生かす立場で各府省と向き合うということになると思いますが、そうするためには、その提案に対して共感を持っていないといけないわけです。だから、ただちには共感を持ってないようなものについて、できるだけ支えて、通るようなものにしていくということはもちろんすべきだと思いますが、どうも見込みがないとか、あるいは、形になるようにやってみたけれどもなかなか難しいというときに、各府省に持っていくまでもなく、「やはりこれは残念ですけれども」というのは、あり得るわけですね。そのような場合、調整過程の公表という基本的な考え方を生かすためには、「やはり残念ですが協力できません」というだけではなくて、公開性ということからすれば、ちゃんと理由を言うことが重要でしょう。

この点、一方で、筋がありそうな提案だけれども所管の府省が言うことを聞いてくれないという場合には、理由としてこういうことを言っていますという説明をつけてお知らせするということでしょうが、他方、内閣府レベルについても、やはりできるだけそのようにしていただくのが、手続としてあるいはプロセスとして、公開性、公平性、透明性という点から大事なのではないかと思います。

(神野座長) ありがとうございます。それと、実践と結びつけるため、現場で具体的にどういう障害や問題が起きているのかということを知るといいうスタンスでしたので、やはり提案の際に問題の所在という背景をきちんとうたってもらうことが大切だと思います。

ほかにいかがでしょう、勢一議員、ございますか。

(勢一議員)　すでに議論が出されたところで、私も共通して考えているところなのですが、実際に提案された内容についてどのように選別するかとか、優先順位をつけていくかというのは、一番重要なポイントになると思っています。

それに関して、地方懇談会でたくさん意見をいただいたのは、誰が最終的に判断するかということだと思います。原案の概要では、明確に示されていないので、恐らく応募する側からすると、最終判断権者は誰なのかということは、非常に気になることになると思います。

ただ、どのような提案が出てくるかはわかりませんし、ここで既にお話がありましたが、いろいろなパターンの内容があり得ることになると、対応の仕方、どの段階でどのような対応がなされるかは個別事案によって随分変わってくるかと思いました。

そもそも提案募集の趣旨に合わないものについては、どこの段階で判断するかとか、提案募集の内容としては極めて有益であるけれども、件数が多かった場合に、いかなる基準で優先順位をつけて段階的に対応するかというのは、運用面では悩ましいのではないかと感じておまして、どのような工夫ができるのかは課題になると感じた次第です。

また、いわゆる委員会勧告方式との一番大きな違いは、今回は幅広い分野を対象に地方の側から発意を受けるという形ですので、アドホックに改革を進めていくというのが前提になっている点にあると思います。

そうしますと、将来的な分権社会の理想像やトータル設計のようなものがあるとして、そこに向かって進めていくときに、アドホックな改革の動きをどのように将来像のトータル設計に組み込んでいくかという点は、非常に大切なところです。需要があるからやりましょうというのは、一つのロジックですが、それだけでは優先順位は決まらないように考えるところもあります。

そのため、選別や優先順位を決めるときの判断軸のようなものを、あらかじめ立てて進めていく方が、取り組みやすいように感じた次第です。

(神野座長)　これは、何かありますか。

(新藤大臣)　判断責任は、私にあります。これは地方分権改革担当大臣のもとに公募するので、最終的には大臣のもとで判断します。なので、応募に際しての留意事項ですとか条件というのは、きちんと言っておかなければいけないということです。

それから、このスケジュールイメージで言うと、かなりきちんと分けられていて、まず、各府省への意見照会があり、ある程度振り分けた後で、この有識者会議なり専門部会にかけるということになっていますが、恐らく、実際には、事務局で割り振りをしながら、数が多くなれば、ある程度分野を分けて、その中で手分けをして御覧いただき、有識者の皆様の声も頂いて、そして、事務局側の判断とかみ合わせてみて、選別作業を進めるということになると思います。

それから、勢一議員に言っていたように、優先順位や判断基準というものも、出てきたものの中である程度類型化できると思います。まず、一回目でカテゴリーや判断基

準を作業の中である程度絞っていくことができれば、次からはもっときれいに選別できるということで、できるだけ皆様に御負担をかけないようにしつつ、しかし、やはり一緒に見ていただかないといけないと私は思っております。

(神野座長) 実際に出てきたものをにらみながら、作業をしていく過程で、行きつ戻りつというような感じでしょうか。緊急性とか、様々な効果を考えながら試行錯誤をしていくということかと思えます。

(新藤大臣) このスケジュールにある「専門部会や有識者会議で集中的に調査・審議」という枠が、もっと上下に伸びるということですね。

(神野座長) ほかにいかがでしょうか。柏木議員、何かございますか。

(柏木議員) いや、結構です。

(神野座長) ほかにございましたら頂戴しておきますが、よろしいですか。どうぞ。

(後藤議員) 先ほどの大臣からの宿題に答えられるところだけ。面積は、約150ヘクタールあります。また、開発の制度、手法というのは不明ですが、現在525軒建っている段階で、3社の開発業者が入っています。

そして、ディストリクトはローカルプランを策定して、開発業者に売却をし、開発業者がインフラと建物を建てて、建て売りをします。そのときに、政府関係機関からインフラなどの補助金のようなものが流れるように、地元のディストリクトも対応するという事です。

最後、道路ですとか、公園ですとか、下水道ですとか、そうしたインフラを地元の自治体に開発業者が譲渡するというような形のように。

(新藤大臣) 譲渡とは寄附でしょうか。

(後藤議員) そうです。無償譲渡です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、そろそろ時間ですが、大変生産的な議論をしていただきまして、おおむね包括的に論点を出していただいたかなと考えています。

本日、頂戴いたしました議論をより活かしていただいて、地方分権改革推進本部で、提案募集方式の実施方針の決定に向けて御調整いただければと思っております。

最後に新藤大臣からお言葉をいただければと思います。

(新藤大臣) ありがとうございます。生産的、精力的な御議論をいただきまして、再び感謝申し上げます。

本日頂きました御意見をもとに、整理をし、提案募集方式について、地方分権改革推進本部で本部決定し、実際の提案募集を始められるように準備を進めていきたいと思えます。

またいろいろとお尋ねすることがあると思えますので、御指導のほど、お願い申し上げます。

それから、今、第4次一括法案が国会に提出されている段階ですから、まずは、私はこ

の成立に全力を上げます。

先ほど少し申しましたが、やはり、これは奇をてらったものにはいけないわけで、もともとのやるべきことはきちんとやっていくと、そして、まだ第4次一括法で載せきれなかったものもありますから、こういったものも引き続きやっていくと。その今までの制度をきちんと引き継ぎながら、さらに新しい展開を図るということをしっかりと周知してわかっていただけるように進めていきたいと思っています。

また、次回の会議も予定されているようですので、まことに御苦勞をおかけして恐縮ですが、ぜひともよろしくをお願いします。

どうもありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございます。力強いお言葉をいただきまして、感謝する次第です。

では、次回の会議ですが、5月16日金曜日に開催する予定です。その後の会議の進め方及び今後の活動につきましては、先ほど事務局から御説明いただきましたスケジュールにほぼ沿いながら実施していきたいと考えています。

それでは、これにて本日の有識者会議を終了したいと思います。夜遅くまで熱心に御議論を頂戴いたしましたことを深く感謝申し上げます。

どうもありがとうございました。

以上